

公告第10号
令和6年9月13日

公 告

東京ドーム健康保険組合
理事長 久岡 公一郎



郵便投票の件

東京ドーム健康保険組合の選定理事補欠選挙における郵便投票は、下記のとおり行います。

記

1. 郵便投票の範囲

投票所から遠隔の地、または、交通不便な場所に勤務する選定議員及び組合会理事で、9月27日の選挙当日、該当する選挙に於いて自ら投票所に行き投票することができない時は、郵便で投票することができます。この郵便投票の範囲に該当する選挙人は次のとおりです。

- ①病欠勤中または休職中のもの
- ②出張中または海外渡航中のもの
- ③駐在社員または出張所等に勤務するもの
- ④業務の都合で所定の投票時間までに帰社する見込のないもの
- ⑤法第3条の規定による被保険者など

2. 郵便投票の有効期間

立候補者の公告以後、選挙当日の投票閉鎖時刻（選定理事補欠選挙9月27日午前11時）までに決められた投票所に到着した郵便投票が有効です。

3. 郵便投票の方法

- (1) 郵便投票を行う場合は、選挙長から郵便投票申請（代理人による申請も可）と引替えに、郵便投票に使用する封筒と投票用紙の交付を受けて下さい。（郵便投票申請書の用紙は東京ドーム健康保険組合に申し出て入手して下さい。）
- (2) 郵便による投票は、投票用紙に候補者1名の氏名を記し、郵便投票に使用する封筒に入れ、封筒の表に氏名を記入すると共に投票在中と朱書きして、選挙長に上記の郵便投票の有効期限内に必着するように送付して下さい。
- (3) 郵便による投票は、官製郵便又は社内便他を使用して送付して下さい。

以 上